

官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース】～
第 6 期 募 集 要 項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、2014 年に官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）を創設しました。本制度は、教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に掲げられた、日本人高校生の海外留学生数を 6 万人にするという目標の達成に向けて、グローバル人材の育成のために民間企業からの寄附金によって、官民が協力して運営しているものです。

このたび、多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献する意欲のある高校生を下記により募集します。

記

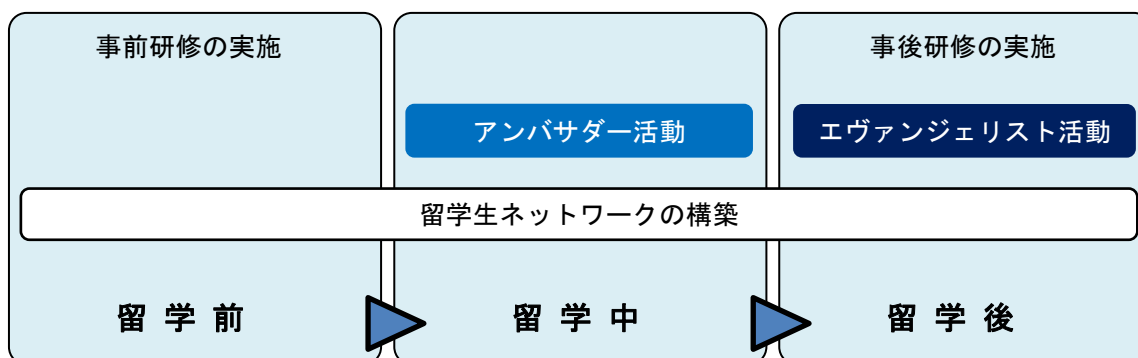
1 趣旨

本制度は、海外での「異文化体験」や「自主活動」を伴う留学を推奨することにより、多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。生徒等が自ら立案・作成した計画に基づいた多様な留学を支援することで、個性あふれる多様な留学生から成るネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）を形成し、ネットワークの中での活動を通じてグローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

2 高校生コースの概要

高校生コース（以下「本コース」という。）では、我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3 年次）、専修学校高等課程に在籍する日本人生徒等に対し、諸外国への留学に必要な費用の一部を奨学金等として支給します。また、留学経験の質を高めるため、留学の前後に研修（以下「事前・事後研修」という。）を実施するほか、留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生ネットワークを構築します。

また、本制度で支援を受ける生徒等には、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”と、帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える“エヴァンジェリスト活動”にそれぞれ取り組んでいただきます。



3 求める人材像

本コースでは次のような人材を求めます。

- (1) 将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
 - ・失敗を乗り越え、試行錯誤しながら挑戦し続ける気持ち
 - ・様々なことに好奇心を持ち、未知の領域に対しても探究しようとする姿勢
- (2) 「日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (3) 留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”を行い、帰国後には日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”を積極的に行う人材
- (4) 事前・事後研修や本制度で実施する諸活動に積極的に参加する人材

4 定義

本要項において、「高等学校等」とは、我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程のことをいいます。

また、「派遣留学生」とは、我が国の高等学校等に在籍する生徒等で、本制度により奨学金等の支援を受ける生徒等をいいます。

5 応募分野・支援予定人数

(1) 応募分野

いずれの応募分野も、留学先の国や地域は自由に選ぶことができます。また、複数の国・地域において活動する計画についても応募可能です。

分野名		活動内容
アカデミック	テイク オフ	海外の語学学校等において外国語の習得を主たる目的とするプログラムに参加するとともに、留学先で外国語を用いて異文化交流を行うもの。 例) 外国語の学修を目的とした大学等のサマースクール・語学学校への通学
	ショート	海外の高等学校や大学等の教育機関に在籍し、外国語を用いて様々な科目を学修したり、教育プログラムに参加したりするもの。 例) 大学等で実施されるサマースクール・サマーキャンプ、現地校への通学
	ロング	海外の高等学校等に長期間在籍し、外国語を用いて様々な科目を学修するもの。 例) 交換留学や私費留学等による現地高等学校等への長期間の通学
プロフェッショナル		現在学んでいる専門知識・スキル等を生かして、あるいは将来的に携わりたいと考える領域について、実地研修やインターンシップ等を通じて専門知識やスキルの習得を目指すもの。 例) 農場、工場、病院等での実地研修、観光、調理等のキャリアカレッジでの学修、インターンシップ または、数理情報科目や IT の素養を持ち、将来的に携わりたいと考えるテクノロジー領域（プログラミング、ブロックチェーン技術、制御技術、ロボティクス、Web サービス・デザイン、モバイルアプリ開発等）に関する学修やインターンシップ等の実践活動を行うもの。特に上記を「未来テクノロジー人材枠」とする。 例) テクノロジーキャンプ、プログラミングの授業に参加
スポーツ・芸術		学内の部活動または学外の活動等を生かして、海外のトレーニングセンター、教育機関、芸術学校等に在籍し、現地指導者の下で技量の向上を目指すものや、現地でのレッスン・トレーニングを伴って大会等に参加するもの。 例) 現地チームの練習・現地在住の指導者の下で行うレッスンへの参加
国際ボランティア		海外でのボランティア活動に参加し、体験を通じて国際協力についての理解を深めるもの。 例) NGO 団体によるボランティア活動への参加

※ 複数の分野の内容を含む留学計画での応募は可能ですが、**主たる活動に該当する応募分野を1つ選んで応募する必要があります**。その場合には、主たる活動が留学計画の要件（本要項 P. 6「6（2）留学計画の要件」を参照）を満たす必要があり、主たる活動以外の活動期間は留学期間に含まれません。

(2) 支援予定人数

派遣留学生の決定においては、本制度の趣旨に鑑み、地域間や高等学校等間の支援人数を調整する場合があります。

分野名			支援予定人数
アカデミック	テイクオフ	新高校 2 ～ 3 年生	240 名
		新高校 1 年生 (※)	120 名
	ショート		120 名
	ロング		20 名
プロフェッショナル (未来テクノロジー人材枠)			100 名 (うち 60 名)
スポーツ・芸術			100 名
国際ボランティア			100 名
合 計			800 名

※ 「アカデミック (テイクオフ) 新高校 1 年生」について

2020 年 4 月に高等学校等に入学する生徒等 (新高校 1 年生) については、募集期間・選考方法が異なります。詳細は、本要項 P.13 「11 スケジュール、応募申請の流れ (「アカデミック (テイクオフ) 新高校 1 年生」)」をご参照ください。

6 応募要件

(1) 派遣留学生の要件

本コースでは、次の①～⑩に掲げる要件を全て満たす生徒等を支援の対象とします。

- ① 日本国籍を有する生徒等又は日本への永住が許可されている生徒等
- ② 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に原則として全て参加する生徒等
- ③ 在籍する高等学校等において、卒業（高等専門学校専攻科においては修了）を目的とした課程に在籍する生徒等
- ④ 在籍する高等学校等が派遣を許可し、受入れ機関が受入れを許可する生徒等
※ 受入れ機関からの受入れ許可は、採用決定後でも構いません。
- ⑤ 機構の第二種奨学金（予約採用）に掲げる家計基準を満たす生徒等
※ ただし、支援予定人数全体のうち、1割程度を上限に機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える生徒等を支援する予定です。
- ⑥ 当該留学に必要な査証を確実に取得し得る生徒等
- ⑦ 留学終了後、在籍する高等学校等に戻り学業の継続又は卒業をする生徒等
- ⑧ 留学を開始する年度の4月1日現在の年齢が30歳以下である生徒等
- ⑨ インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その総額が、本制度による奨学金の総額を超えない生徒等
※ 他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金の支給団体側において本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。なお、文部科学省が実施する「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業（国費高校生留学促進事業）」の留学支援金との併給は認められておりません。
- ⑩ 本制度の高校生コースにおける第1～5期派遣留学生、地域人材コース高校生等枠の第9～11期派遣留学生でなく、かつ地域人材コース高校生等枠の第12期・13期に応募していない生徒等
※ 既に地域人材コース高校生等枠に応募している生徒等が、本コースの応募を希望する場合は、地域人材コース高校生等枠の応募を取り下げる必要があります。

※家計基準については、派遣留学生が在籍する高等学校等にて判定を行っていただきます。採否に大きく影響しますので、必ず判定を行ってください。採用後に登録の誤りが判明した場合、採用取消となることがあります。

(2) 留学計画の要件

本コースへの応募にあたっては、次の①～⑤の要件を全て満たす留学計画を作成してください。

- ① 2020年7月1日から2021年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画（※1）
- ② 諸外国における留学期間が、分野ごとに規定する日数（※2）を満たす計画
- ③ 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関（※3）」という。）があり、留学計画の内容が本要項P.3「5（1）応募分野」の規定を満たす計画
- ④ 在籍高等学校等の校長が、教育上有益と認める計画
- ⑤ 自主活動及びアンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画（※4）

※1 「帰国日」について

2021年3月に在籍高等学校等を卒業予定の生徒等（高等専門学校においては3年次を修了予定の学生）は、2021年3月31日までに帰国（日本に到着）する留学計画であることが必要です。

※2 「留学期間」について

留学期間とは、留学先機関等の発行する証明書（採用後、奨学金の支給を申請する際に提出）で確認される、授業・実習・プログラム等の開始日から終了日までの期間を指します。

分野名		留学期間
アカデミック	テイクオフ	14～21日間
	ショート	14～106日間
	ロング	107～365日間
プロフェッショナル		14～106日間
スポーツ・芸術		14～106日間
国際ボランティア		14～106日間

- ・ 主たる留学目的以外の活動は留学期間として認めていません。
- ・ 留学期間以外の現地滞在日数は留学期間に対して長すぎないことを原則とし、前後合わせて1週間程度を目安とします。

ただし、各応募分野の要件を満たす学修活動以外であっても有益な活動を行う場合は、1週間を超える滞在を認めることがあります。留学期間外に1週間以上現地滞在中の場合は、①滞在先の名称、②滞在理由（活動内容等）を、必ず留学計画書に記入してください。

（例：スポーツ・芸術分野の派遣留学生が主たる活動の開始前に語学学校へ通学する）

- ・ 複数の留学先国・地域がある場合の国・地域間の移動日については、原則留学期間に含まれませんが、移動日においても活動していることが証明される場合は留学期間に含まれます。

※3 「留学先機関」について

留学受入れ先が個人の場合であっても、学修活動が十分に行えると判断され、また学修活動を証明する書類が発行される場合であれば、留学先機関と認めます。

※4【全応募分野共通】留学計画には、下記の3つの活動内容を必ず盛り込んでください。

自主活動	留学中に学修する授業や活動のほかに、応募生徒等が自身で計画して行う活動であり、エージェント等の企画するプログラム外の活動を指します。留学目的とは異なる活動（観光等）は自主活動として認められません。したがって、エージェント等の企画するプログラムを利用せず、自身で作成した留学計画の場合には、計画自体が自主活動となります。また、自主活動を行う場所は留学先機関であっても構いません。 例) 現地の高校生と交流を図り共に学ぶ活動、留学の目的に沿った調査活動
アンバサダー活動	留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。 例) 日本文化紹介・出身地の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう
エヴァンジェリスト活動	帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。 例) 活動報告会の開催やWEBでの発信

(3) 派遣留学生在籍する高等学校等の要件

応募生徒等が在籍する高等学校等は、次の①～④に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 留学中の派遣留学生の学修・自主活動状況を適切に管理する体制が取られていること ② 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること ③ 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること ④ 派遣留学生の留学中あるいは留学の前後に本制度の運営等に影響を与える可能性のある問題等が発生した場合に、派遣留学生本人、その親権者及び機構と連絡がとれる体制を有し、事態の把握、収拾に努める体制が整備されていること |
|---|

※ 派遣留学生在籍した場合でも、本制度による支援が完了するまで上記(3)に掲げる体制を有する必要があります。

7 支援内容

(1) 奨学金等の支給額

派遣留学生には、事前・事後研修参加費、授業料・現地活動費及び往復渡航費に充当することを想定し、留学期間及び留学先地域に応じて定額の奨学金を支給します。詳細は、別紙1、2-1、2-2を参照してください。

奨学金の金額は、「留学計画書」に記載した留学期間から算出される金額が上限となります。また、採用後に留学日数が減った場合は、奨学金が減額となる場合があります。

なお、奨学金等の申請手続きについては、採用決定後に配布する「奨学金等に係る事務手続きの手引」で通知します。

分野名	項目	奨学金			事前・事後 研修参加費
		授業料	現地活動費	往復渡航費	
アカデミック (テイクオフ)		別紙2-1・2-2 1 アカデミック (テイクオフ)			別紙 1
アカデミック (ショート) プロフェッショナル スポーツ・芸術 国際ボランティア		別紙2-1・2-2 2 アカデミック (ショート)、プロフェ ッショナル、スポーツ・芸術、国際ボラ ンティア			
アカデミック (ロング)		別紙2-1・2-2 3 アカデミック (ロング)			

(2) 奨学金等の支給方法

奨学金等は、派遣留学生本人又はその親権者に直接支給します。

なお、留学期間が長期間の場合は、必要に応じて奨学金受給の資格確認を行います。手続等の詳細は「奨学金等に係る事務手続きの手引」にて通知します。

(3) 奨学金の支給開始時期

2020年7月下旬(予定)

※ 所定の書類が不備なく提出されたことが確認できた後に、奨学金の支給日を決定します。提出された書類に不備がある場合、不備が解消された後に奨学金を支給します。

8 応募する際の注意点

(1) 書類申請先・申請期限に関する注意点

本コースへの応募は、各高等学校等を通して行ってください。応募を希望する場合は、在籍している高等学校等（又は入学予定の高等学校等）の担当者にご相談ください。応募の際に必要な書類は機構ホームページからダウンロードすることができます。

本要項に記載された期限は、高等学校等から機構への応募申請期限となります。生徒等から高等学校等への書類提出期限は各学校において設定されますので、各学校の担当者に必ずご確認ください。

※ 第5期から、高等学校等から機構への応募書類等の郵送は不要となりました。全てオンライン申請システムへの登録となります。

分野 \ 期限	生徒等から高等学校等への 書類提出期限	高等学校等から機構への 応募書類等のオンライン申請期限
「アカデミック（テイクオフ） 新高校1年生」以外	在籍している高等学校等にご確認ください。	2020年1月28日（火） 17時
「アカデミック（テイクオフ） 新高校1年生」		2020年4月21日（火） 17時

(2) 新高校1年生の生徒等が応募する際の注意点

2020年度に高校1年生相当の学年に進学・進級する生徒等については、「アカデミック（テイクオフ）新高校1年生」に応募することができます。また、2020年1月28日（火）時点で2020年4月以降の在籍校が決定している生徒等（※1）はアカデミック（ショート、ロング）、プロフェッショナル、スポーツ・芸術、国際ボランティア分野も応募することが可能です。ただし、「アカデミック（テイクオフ）新高校1年生」とそれ以外の分野の両方に応募することはできません。

※1 中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校（※2）に在籍する3年生、2020年4月に入学する高等学校等を通じた応募が可能な方を指します。

※2 学校教育法第71条に定める高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態の学校を指します。ただし、現時点で併設型の中高一貫教育校と同等の形態を持ち、数年以内に中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校への移行を予定している学校も対象となります。

(3) 高等専門学校に在籍している学生が応募する際の注意点

2019年度に高等専門学校3年次に在籍している学生は本コースに応募することはできませんが、本制度の大学生等を対象としたコースへの応募は可能です。詳細は、各高等専門学校の担当者にご相談ください。

9 審査内容

(1) 審査の流れ

書面審査、面接審査及び動画審査は以下のとおり行います。

- ① 「アカデミック（テイクオフ）新高校1年生」以外
書面審査及び面接審査の二段階で行います。



- ② 「アカデミック（テイクオフ）新高校1年生」
書面審査及び動画審査を同時に行います。



(2) 派遣留学生の選考における審査の観点

本コースでは、世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献しようとする意欲のある生徒等を支援し、多様な分野・領域においてリーダーシップを発揮し、又は先駆者となる可能性を持つ人材を育成するため、下記の観点から審査を行います。

① 求める人材について

本要項 P. 2 「3 求める人材像」で示したような人材であるか。

② 留学計画について

- ・ 留学の目的が明確であるか。
- ・ 目的を達成させるために適切な「留学先」「留学期間」「活動内容」であるか。
- ・ 留学で得た成果を将来に生かす計画があるか。
- ・ 自分で計画したアンバサダー活動や自主活動が盛り込まれているか。
- ・ エヴァンジェリスト活動が計画されているか。
- ・ 留学のための準備が適切になされているか。
- ・ 実現可能な内容であるか。
- ・ 留学に対する情熱が見られるか。

10 スケジュール、応募申請の流れ（「アカデミック（テイクオフ）新高校1年生」以外）

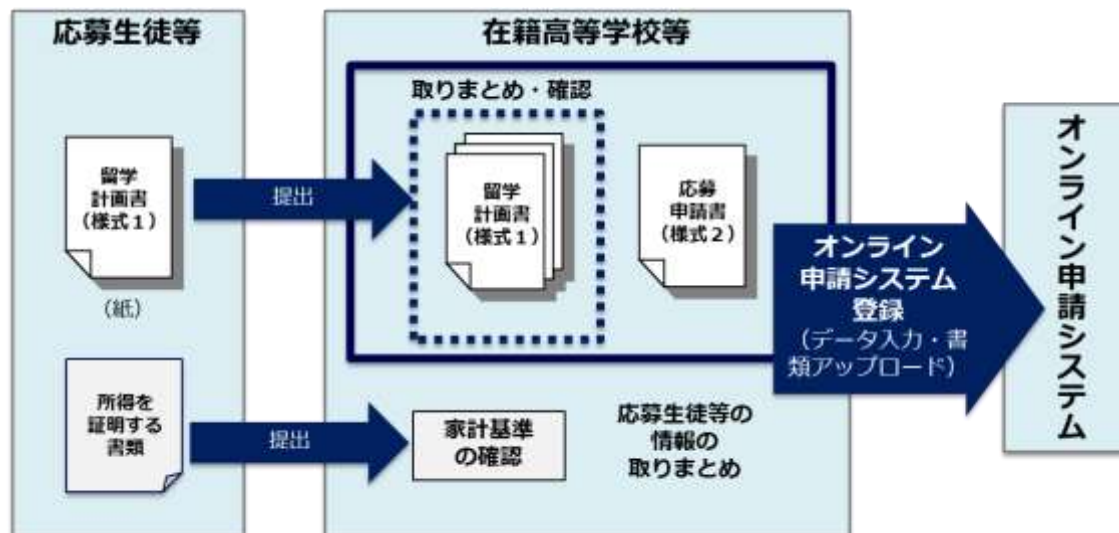
（1）スケジュール



① 応募申請期限	2020 年 1 月 28 日（火）17 時	
② 書面審査の実施 （一次審査）	2020 年 2 月中	
③ 書面審査結果の 通知	2020 年 3 月上旬 ※ 在籍高等学校等を通じて通知します。合格者には、面接審査の開催 日程・場所等についても併せて通知します。	
④ 面接審査の実施 （二次審査）	日程	2020 年 3 月 20 日（金・祝）～3 月 28 日（土）（予定）
	面接会場 （予定）	3 月 20 日（金・祝）札幌、名古屋 3 月 21 日（土）大阪 3 月 22 日（日）金沢、大阪 3 月 23 日（月）東京、大阪 3 月 24 日（火）東京、高松 3 月 25 日（水）東京、広島 3 月 26 日（木）東京、福岡 3 月 27 日（金）東京、福岡 3 月 28 日（土）仙台、沖縄
	審査方法	個人面接
	面接審査 に係る 注意点	○ 面接審査は、書面審査の合格者に対してのみ実施します。 ○ 上記日程はあくまで予定です。応募者数に応じて変更 する可能性があります。 ○ 面接審査の会場は、在籍している高等学校等の所在地、 本人の居住地及び対象人数を考慮の上、機構が指定し、 在籍高等学校等を通じて通知します。指定された面接日 程及び会場は原則として変更できませんので、応募にあ たってはご注意ください。 ○ 面接審査に伴う交通費等は、応募生徒等の自己負担と します。
⑤ 採否結果通知	2020 年 4 月下旬 ※ 在籍高等学校等を通じて通知します。「アカデミック（テイクオフ） 新高校 1 年生」とは採否結果通知時期が異なります。	

(2) 応募申請の流れ

第5期から、応募にあたっては、応募生徒等の情報及び応募書類をオンライン申請システムで登録いただいております。なお、公印及び郵送は不要です。詳細は、「第6期応募の手引」をご確認ください。



応募書類 ダウンロード ページ	官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～【高校生コース】 https://tobitate.jasso.go.jp/document-koukousei/
オンライン 申請システム による登録	<申請の流れ> ① 下記 URL に接続し、オンライン申請システム（※）を利用するためのアカウント登録を行う。 URL : https://tobitate.force.com/high/HighSelfRegFlowConfirm ② アカウント登録完了後、発行された ID・パスワードを使用してオンライン申請システムにログインし、「家計基準適格性判定表」をダウンロードする。 ③ オンライン申請システムより、応募生徒の登録及び留学計画書のアップロードを行う。 ④ 応募者数が確定したら、様式 2-1 をダウンロードし作成後、アップロードを行う。

※ 本システムは教職員専用のシステムです。申込みは必ず在籍高等学校等を通じて行ってください。第3～5期生募集の際に登録済みの場合は新規アカウントの登録は必要ありません。登録済みの ID・パスワードをご使用ください。

11 スケジュール、応募申請の流れ（「アカデミック（テイクオフ）新高校1年生」）

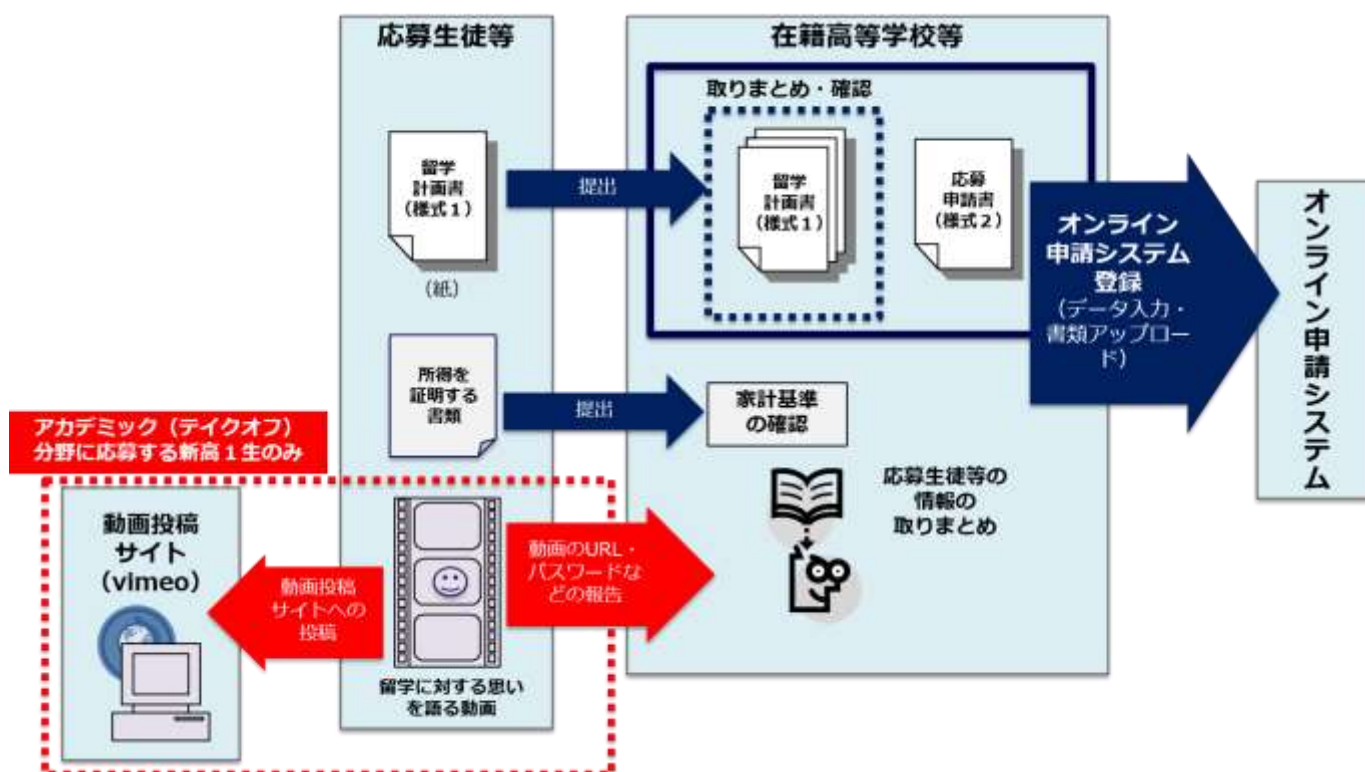
（1）スケジュール



① 応募申請期限	2020 4 月 21 日（火）17 時
② 審査の実施	2020 年 4 月下旬～5 月中旬
③ 採否結果通知	2020 年 5 月中旬～下旬 ※ 在籍高等学校等を通じて通知します。
④ 注意事項	応募は必ず 2020 年 4 月に在籍する高等学校等を通じて行ってください。 ※ 2020 年 4 月に入学する高等学校等が決定している中学 3 年生も、入学予定の高等学校等を通じて応募してください。

（2）応募申請の流れ

第 5 期から、応募にあたっては、応募生徒等の情報及び応募書類をオンライン申請システムで登録いただいております。なお、公印及び郵送は不要です。詳細は、「第 6 期応募の手引」をご確認ください。また、動画の撮影・提出方法の詳細は「動画の手引」をご覧ください。



応募書類 ダウンロード ページ	官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～【高校生コース】 https://tobitate.jasso.go.jp/document-koukousei/
オンライン 申請システム による登録	<申請の流れ> ① 下記 URL に接続し、オンライン申請システム（※）を利用するためのアカウント登録を行う。 URL : https://tobitate.force.com/high/HighSelfRegFlowConfirm ② アカウント登録完了後、発行された ID・パスワードを使用してオンライン申請システムにログインし、「家計基準適格性判定表」をダウンロードする。 ③ オンライン申請システムより、応募生徒の登録を行う。 ④ 応募者数が確定したら、様式 2-2 をダウンロードし作成後、アップロードを行う。

※ 本システムは教職員専用のシステムです。申込みは必ず在籍高等学校等を通じて行ってください。第 3～5 期生募集の際に登録済みの場合は新規アカウントの登録の必要はありません。登録済みの ID・パスワードをご使用ください。

12 採用決定後の流れ

(1) 壮行会・事前研修への参加

派遣留学生を対象とした壮行会及び事前研修を以下のとおり開催します。

<日程及び会場（予定）>

東京会場：2020 年 6 月 6 日（土）・6 月 7 日（日）

大阪会場：2020 年 6 月 13 日（土）・6 月 14 日（日）

※ 事前研修への参加は必須です。参加日程・会場は、在籍高等学校等や本人の居住地等によって機構が指定し、通知します。詳細な開催日程・場所等は、在籍高等学校等を通じて連絡します。

(2) 派遣留学生登録書類・支給申請書類等の提出

奨学金の支給を受けるためには、所定の書類提出が必要です。様式、提出方法については採用決定後に「奨学金等に係る事務手続の手引」にて通知します。

(3) 留学報告書の提出

帰国後、原則 2 週間以内に提出してください。様式、提出方法については採用決定後に「奨学金等に係る事務手続の手引」にて通知します。

(4) 事後研修への参加

2020 年 9 月以降に順次開催する予定です。帰国日に応じた参加日程・会場を機構にて指定し、通知します。詳細については、在籍高等学校等を通じて連絡します。

なお、事後研修への参加は必須です。

13 留学計画等の変更

採用決定後に、居住地域等における天災、本人や家族等の病気、在籍高等学校等、留学先機関、留学エージェント、渡航先のやむを得ない事情により、留学内容や留学時期、留学先機関等に変更が生じることが明らかになった場合は、在籍高等学校等を通じて速やかに機構に連絡し、必要な手続を行ってください。なお、変更に伴う支援額の増額は、原則として認められません。

変更後の計画内容によっては再審査を行い、計画変更が承認されない場合や、採用取消しになる場合もあります。

14 採用取消し又は支援の打ち切り等

機構は、以下のような場合に、派遣留学生として採用した後も派遣留学生の採用を取消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項P. 5「6 (1) 派遣留学生の要件」、P. 6「6 (2) 留学計画の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 学業不振や素行不良等、「日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしくない実態があると認められた場合
- (3) 国内法及び留学先国・地域の法律に反する行為があったと認められた場合や、留学先機関や在籍高等学校等において懲戒処分を受けた場合
- (4) 本制度の社会的評価・信用を失墜させる行為があったと認められた場合
- (5) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合や、自己都合によりプログラムの途中で留学を取りやめる場合
- (6) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合

15 安全管理について

派遣留学生は、外務省の海外安全情報を利用するなど留学に当たって現地の安全情報を必ず確認し、渡航の可否や安全管理について在籍高等学校等や留学先機関にご相談ください。

留学中も随時状況確認ができるよう、在籍高等学校等や留学先機関と連絡を密に取ってください。

なお、留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。留学先国（地域）の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、在留届の提出は義務付けられていませんが、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができますので、必ず登録してください。

- 外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

[海外安全情報等照会先]

- 外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 （外務省庁舎内）
TEL：03-3580-3311（内線 2902、2903）
http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center

[留学情報等照会先]

- 独立行政法人 日本学生支援機構ウェブサイト
http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入してください。また、在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高等学校等の指示に従ってください。

16 受験上の配慮申請について

面接受験者のうち、身体等に障害があり、面接審査に参加するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じて受験上の配慮を行います。受験に際して支援を希望する生徒等は、機構に連絡の上、申請方法等をご確認ください。

17 個人情報の取扱いについて

本コースへの応募及び採用後に提出された個人情報は、本制度の実施のために使用します。この使用目的の適正な範囲において、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、高等学校等教育機関並びにその設置者、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には使用しません。

なお、外国政府等の奨学金に関するお知らせを高等学校等の担当者にメールでご案内することがあります。本制度で支援に至らなかった生徒等に周知いただくなど、ご活用ください。

18 在籍高等学校等からの照会先

「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」受付センター
（業務委託先）パーソルテンプスタッフ株式会社

- 【電 話】 050-5213-2268
- 【メール】 tobitate.ryugaku@tempstaff.jp
- 【対応時間】 平日10：00～17：00

※ 上記の窓口は、高等学校等の担当者を対象としています。応募を希望している生徒及び保護者の方は、原則、在籍している高等学校等の担当者にご相談ください。なお、特別な事情がある場合はこの限りではありません。